

5 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業 ～自分らしい生活続けるために～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ● 通所型サービス
- 生活支援サービス

◆対象者

- ・ 要支援1・2認定者
- ・ 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

◆対象者

- ・ 65歳以上のすべての方が対象

総合事業のポイント

- ◆ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、「介護予防・生活支援サービス事業」で受けられます。要支援1・2の方は介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。
- ◆ 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6か月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

いつまでもしぶらしい生活
を続けるためには、症状が重
くなる前に介護予防などに取
り組むことが大切です





介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

介護予防・生活支援サービス事業

※市町村によって提供されるサービスは異なります。

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

訪問型サービス

ホームヘルパー等がお宅を訪問し、生活支援(家事支援)を行います。専門職のサービス提供が必要な方は、身体介護(入浴や食事介助等)も行います。

対象者

- ① 要支援1・2
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

介護認定	費用の目安		
事業対象者 要支援1 要支援2	1か月につき 週1回程度の利用	1割	1,176円
		2割	2,352円
		3割	3,528円
	1か月につき 週2回程度の利用	1割	2,349円
		2割	4,698円
		3割	7,047円
事業対象者 要支援2	1か月につき 週2回を超える程度の利用	1割	3,727円
		2割	7,454円
		3割	11,181円

通所型サービス

通所介護事業所(デイサービスセンター)で運用やレクリエーションなどを行い、生活機能の向上を促します。

介護認定	費用の目安		
事業対象者 要支援1	1か月につき 週1回程度の利用	1割	1,672円
		2割	3,344円
		3割	5,016円
事業対象者 要支援2	1か月につき 週2回程度の利用	1割	3,428円
		2割	6,856円
		3割	10,284円

一般介護予防事業

※市町村によって提供されるサービスは異なります。

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室(介護予防教室)などを実施します。

対象者

- 65歳以上のすべての方、及びその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動



【栄養改善】

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け



【口腔機能の向上】

- □の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



5

かつらぎ町の介護予防事業や高齢者福祉施策について

介護予防事業や高齢者福祉の内容（一部抜粋）		担当課
介護予防教室 転倒予防教室 （自主活動グループ）	いきいきかつらぎ体操にはじまり、バランストレーニングやセラバンド体操など、様々な体操や筋力トレーニングを実施。	健康推進課
認知症予防教室	脳トレドリルやグループでの脳トレ・レクリエーション・転倒予防体操などのプログラムを実施。	
介護予防把握事業	生活、運動、栄養、口腔、認知症機能等の項目からなる基本チェックにより、自身の生活機能の状態を維持・改善できるよう支援する事業。	
緊急通報システム設置事業	65歳以上の一人暮らしの人等が急病及び災害等の緊急時に委託事業者を通じて支援する事業。	
高齢者居宅改修補助事業	低所得者で日常生活能力が低下した人（65歳以上の要介護認定者で介護保険の住宅改修費支給を上回る人）が排せつ・入浴・移動などが容易になるよう、居宅改造の費用を補助する事業。	
在宅高齢者等訪問理髪サービス事業	理容師が対象者（おおむね65歳以上の人で要介護度が4または5で、かつ、寝たきりの人もしくは寝たきりの生活が主体となっている人）の居宅において、調髪、顔そり及び洗顔等のサービスを提供する事業。	

地域包括支援センター啓発活動のご案内

みなさんの地域での集まりにおいて悩んでいませんか？気軽に地域包括支援センターまでご相談ください。

認知症サポーター養成講座	消費者被害防止への工夫	認知症予防	高齢者の虐待予防
認知症のことを正しく理解し、認知症の方とその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成講座を行います。	振り込め詐欺や訪問販売など被害にあわないために手口や被害防止の工夫について紹介します。	認知症の正しい理解とレクリエーションを交えて楽しく予防する方法などをお伝えします。	虐待が起こる背景には、介護疲れ、家族関係、経済的困窮などの要因があります。高齢者虐待を理解し、予防についてお伝えします。
介護予防講座	地域包括支援センターの役割	介護サービスを知ろう！	
閉じこもり予防や低栄養予防・転倒予防や口腔ケアなど、介護予防についてお伝えします。	当センターの役割についてお伝えし、どんな際に役立つのか、相談例や取り組みを紹介しながら説明いたします。	どんなサービスがあるの？利用するにはどうすればいい？などについて、わかりやすくお伝えします。	